

# 妊娠～職場復帰後に法律で決まっている両立支援のための支援・措置・制度について

職員の育児休業取得と職場復帰を支援するために、色々な措置や制度を整理しましたのでお知らせします



## 育休復帰の時は・・・

社会福祉法人燈心会では育児休業の取得を希望する職員さんに対して、スムーズに育児休業をとった後、職場復帰ができるように、お一人お一人の育休復帰支援プランを作成します。

そのプランとは、業務の整理、引き継ぎでのサポート、育児休業中の職場に関する情報提供を合んでいます。また育児休業を取得する職員さんと面接を行い、そこで明らかとなったニーズに合わせて、支援をしていきます。



妊婦さんの希望の有無に関わらず必ず実施しなくてはならない措置・制度

- ・ 妊婦さんが危険な業務をすることを禁止します
- ・ 産後休業（産後8週間）は必ず取ります

妊婦さんの希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度

- ・ 保健指導または健康診査を受けるための時間を確保します
- ・ 担当医師からの指導事項を守ることができるように支援します
- ・ 妊婦さんがより軽微な仕事に就くように配慮します
- ・ 妊婦さんが希望すれば時間外労働、休日労働、深夜業は免除できます
- ・ 妊婦さんは希望すれば1日8時間、1週間40時間までしか働けないという制限を設けることができます
- ・ 産前休業（産前6週間、多胎妊娠の場合は14週間）を取ることができます

## 妊婦～産前・産後休業期間



## 育児休業

妊婦さんの希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度です。

- ・ 育休（子が1歳に達するまで）
- ・ 保育園の待機のため育児休業の延長も可能です。



妊婦さんの希望があれば認めなくてはならない措置・制度（法律による例外有り）

- ・ 育児時間が取れます（子が生後1年未満、1日2回30分以内）
- ・ 育児短時間勤務制度が活用できます（子が小学校就学未満の間）
- ・ 時間外労働の制限を利用できます（子が小学校就学未満の間、1ヶ月24時間、1年150時間まで）
- ・ 深夜業の制限を利用できます（子が小学校就学未満の間、深夜（午後10時～午前5時まで）
- ・ 看護休暇制度が利用できます（子が小学校就学前の子1人の場合5日、2人以上の場合10日、時間単位で始業時間から連続又は就業時刻まで連続）

## 職場復帰後